

市民活動支援補助金の概要案

資一金助助市助五

	市支前	市助	市
①補助金の名称 鎌ヶ谷市民活動支援補助金	業専並立自① 専外掛部②	備部益公另市	業専兼扶
②募集の方法 市のホームページ、広報を活用し公募の方法による。	業専並立自① 業専外掛部②	別本団) 費業専備部 費研会、科掛買の類	
③補助対象経費 (1) 特定非営利活動法人の法人格を取得するために係る経費 (NPO法人) ・登記費用等 (2) 市民活動団体が継続的に活動するための基盤整備に係る経費 ・外部講師等の報償費、消耗品費、印刷製本費等、団体の立ち上げやPR活動等に係る経費。	費發業専兼扶助助 (更期を円式0る)	回もきごに本団!	助助助
④補助金の額 以下の金額で、その総額は予算の範囲内とする。 (ア) ③(1) については1団体最高10万円までとし、1団体1回。 (イ) ③(2) については、2分の1補助で1団体最高15万円までとし、1団体1回。	備部益助另市	備部益公另市	業専兼扶
⑤交付決定 補助金の公正かつ効率的な運営を図るため、鎌ヶ谷市補助金審査会の審査を経て交付決定を行う。			

近隣市補助金一覧

市	柏市	浦安市	四街道市
対象事業	市民公益活動	①自立促進事業 ②活性化事業	市民団体が主体的に行うまちづくり活動
補助額	活動事業費（団体収支のうち人件費、施設の賃借料、食料費を除く）の1/2（限度額50万円） 1団体につき3回（3年まで）	①自立促進事業 5万円以内 ②活性化事業 補助対象事業経費の80%以内の額（50万円を限度）	補助対象事業に要する経費から収入額を引いた額の9/10以内の額（限度額30万円）

市	我孫子市	流山市
対象事業	市民公益活動	市民福祉活動
補助額	補助対象経費（報償費、交通費等）の10/100～50/100までの範囲内、ただし、備品については補助率を50/100以内とし、5万円を限度。交付機関は一申請につき一交付期間3年以内。	1団体500万円を限度として貸し付ける。 連帯保証人2名

(仮称) 鎌ヶ谷市民協働戦略プラン策定方針：概要

【策定趣旨】

本プランは、総合基本計画（かまがやレインボープラン21）に謳われている「市民参加」を推進するとともに、市民と行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、適正な役割分担のもとで協働してまちづくりを進めるためのパートナーシップを発揮できるような体制づくりを行うとともに、そのための協働と参画の仕組み、総合的な指針及び施策などを策定するものです。

【策定期間】

本プランの策定期間は平成16年度の1年間とします。

【策定内容】

「市民協働型まちづくり基本方針」、「協働と参画の推進方針」及び「具体的な協働事業の展開」をまとめて、鎌ヶ谷市民協働戦略プランを策定します。

- ①市民協働型まちづくり基本指針の策定
- ②協働と参画の推進方針の検討
- ③具体的な協働事業の展開などを包含する基盤の検討

【策定方法】……… 予定であり、今後変更する場合があります。

- ①意見交換会 7月29日（木）午後7時から9時 保健センター4階 会議は公開
参加者は一般公募による申し込み
回数：原則1回
- ②策定委員会 11月上旬・1月上旬・3月中旬の3回を予定 会議は公開
参加者は一般公募5名程度（800字程度のレポートによる選考予定）及び市が指定する委員10名程度（学識経験者、NPO、自連協、社福協、商工会、ボランティア、教育団体など）
- ③講演会 11月下旬 市民対象
- ④NPO懇談会 次回は10月中旬を予定
- ⑤職員参加 6月下旬：各課の現況調査（関係団体のヒアリングも予定）
7月下旬：職員の意識調査

※ ①～⑤に関し、意見を募集する